

大津市企業局パブリックコメント制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大津市企業局(以下「局」という。)のパブリックコメント制度に関し必要な事項を定め、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることにより、市民と行政の協働による市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱においてパブリックコメント制度とは、局の基本的な施策を立案する過程において、当該立案に係る施策の趣旨、内容その他必要な事項を市民等に公表し、これらについて提出された市民等の意見、情報及び専門的な知識を当該立案に反映させる機会を確保する手続をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメント制度の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 局が実施する水道、下水道、ガス事業の基本方針及び基本計画並びにこれらに基づく実施計画の策定並びにこれらの重要な改定
- (2) 局が実施する水道、下水道、ガス事業に関する基本方針を定め、又は市民等に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例(金銭の賦課又は徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) その他公営企業管理者が必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものは、この要綱の規定を適用しない。

- (1) 法令等の規定により意見聴取が義務付けられているもの
- (2) 迅速又は緊急を要するもの
- (3) 法令の規定を引用しているもので、当該法令の改正内容に従ってその内容を改正しなければならないもの
- (4) 軽易なもの
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの
- (6) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関等(附属機関に準ずる機関を含む。以下同じ。)が、この要綱に定める手続に準じた手続を経て報告、答申等を行ったもの

(公表の時期等)

第5条 公営企業管理者は、第3条各号に掲げるもの(以下「計画等」という。)の立案をしようとするときは、あらかじめ、計画等の案を公表しなければならない。

2 公営企業管理者は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めなければならない。

- (1) 当該計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 当該計画等の案の概要
- (3) 当該計画等の案に関連する次の資料
 - ア 根拠法令
 - イ 計画等の策定及び改定にあつては、上位の計画等の概要
 - ウ 当該計画等の案の実現によって生じることが予測される影響の程度及び範囲
 - エ 当該計画等の案を作成するに際して整理した論点
 - オ その他必要な資料
- (4) 当該計画等の案を附属機関等における審議又は検討に付した場合にあつては、当該審議又は検討の概要がわかる書類

(公表の方法等)

第6条 前条の規定による公表は、公表しようとする計画等の案及び同条第2項各号に掲げる資料(以下「案等」という。)を、市政情報課市政資料コーナーに備え付け、かつ、市又は局のホームページに掲載することにより行うものとする。ただし、当該案等が著しく大量であるため、その全部を市又は局のホームページに掲載することが困難な場合にあつては、その一部を掲載しないことができる。この場合において、公営企業管理者は、当該案等の全部の入手方法を明示する。

2 公営企業管理者は、前項に定めるもののほか、必要に応じて次に掲げる方法を活用し、市民等への周知を図るよう努めなければならない。

- (1) 広報紙への掲載
- (2) 報道機関への発表
- (3) その他公営企業管理者が適当と認める方法

(意見及び情報の提出)

第7条 公営企業管理者は、当該計画等の案の内容に応じ、市民等が当該計画等の案についての意見及び情報を提出するために必要な時間等を勘案し、原則として20日以上意見及び情報の提出期間、提出方法を定め、当該計画等の案を公表する時に明示しなければならない。

2 前項の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール等のうちから公営企業管理者が定めるものとする。

- 3 公営企業管理者は、計画等の案についての意見及び情報を提出した個人又は法人の氏名、名称その他の個人又は法人の属性に関する情報を公表する場合には、当該計画等の案を公表する時に、その旨を明示しなければならない。

(意思決定に当たっての意見及び情報の考慮)

第8条 公営企業管理者は、前条の規定により提出された意見及び情報を考慮して、計画等について意思決定を行うものとする。

- 2 公営企業管理者は、前項の規定により計画等について意思決定を行ったときは、提出された意見及び情報並びにこれらに対する市の考え方並びに当該計画等の案を修正したときあっては当該修正の内容を公表しなければならない。ただし、提出された意見及び情報のうち、公表することにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

- 3 第6条の規定は、前項本文の規定による公表の方法について準用する。

(実施状況の公表)

第9条 公営企業管理者は、この要綱による手続の実施状況を取りまとめ、市又は局のホームページに掲載して公表するものとする。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、施行の日以後において立案に着手する計画等について適用する。ただし、この要綱の施行の日において既に立案中の計画等についても、可能な限りこの要綱に準じた手続を経るものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。